

## 阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務委託仕様書

### 1 業務名

阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務委託

### 2 目的

発注者は、阿久比町立阿久比スポーツ村（以下、「阿久比スポーツ村」という。）内の施設である野球場、室内練習場、陸上競技場、クラブハウスを平成14年に名古屋鉄道株式会社から、交流センター（多目的体育室、屋内プール、会議室等）を令和3年に旧スポーツ医・科学研究所から取得し、広く町民にスポーツやレクリエーションを楽しんでいただける場として運営管理を行っている。また、クラブハウス内には、育児相談や子育て家族の交流の場になっている「子育て支援センター」と学習や不登校などの相談に応じている「教育相談センター」があり、スポーツにとどまらず子育て世帯を含んだ幅広い層が利用する施設となっている。しかし、各建物は建築後30年が経過し、改修工事は逐次実施しているものの、今後大規模改修も必要な状況にある。かつて、野球場は中日ドラゴンズ2軍の準フランチャイズ球場として使用されるなど機能性に優れたグラウンドでもあり、陸上競技場フィールド内の天然芝においては国際サッカー競技場規格を満たした県内でも数少ない貴重なグラウンドでもある。また、交流センターの屋内プールは、令和7年4月から温水プールとして整備し、町立小学校のプール授業とともに年間を通じて利用のできる施設となっている。本業務では、これらの現状を踏まえ、阿久比スポーツ村一帯の新たな利活用方策及び既存施設の再整備を検討し、利用者数・交流人口増加、地域経済の振興、子育て支援、町民や多様な関係者の協創・協働活動の推進等の地域創生を目標とした「阿久比スポーツ村整備基本構想」の作成を目的とする。

### 3 履行期間

契約日締結日の翌日から令和9年3月15日まで

ただし、令和7年度に実施した事業については令和8年3月31日までに書面等を持って中間報告を行うものとする。

### 4 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、関係法令及び規則を準拠して実施しなければならない。

### 5 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。年度毎の業務は以下を想定しているが、実施年度及び実施時期等は発注者と協議のうえで決定するものとする。

#### 【令和7年度】調査・課題の抽出

##### (1) 計画準備・資料収集整理

業務全般にわたる具体的な業務遂行方法、人員の配置等を計画し、必要な準備を行うものとする。また、業務の遂行上必要となる資料について収集を行い、業務が円滑に行えるよう整理するものとする。

(2) 現況及び多様な関係者におけるそれぞれの未来像（ニーズ）の把握

1) 利用状況調査

既存資料の調査及び受注者の提案による調査方法を始め利用者アンケート調査の実施等により、阿久比スポーツ村の利用状況を整理する。

調査期間は発注者、受注者相互で協議し設定することとし、調査項目は利用日時、利用区別（団体／個人）、利用者数、利用者居住地（町内外区分）等とする。

2) 住民意向調査

住民アンケートを実施し、スポーツ施設の利用に対して抱いている意向やニーズ、施設の改善点、利用促進のための施策を把握する。また、阿久比町民に留まらずスポーツ村の利用が想定される近隣市町の住民も対象とする。

調査期間は発注者、受注者相互で協議し設定することとし、調査項目はスポーツ施設の認知度や利用意向、利用障壁、改善点並びに健康や福祉に関する意識等とする。実施にあたっては発注者も周知（広報誌・公式ウェブサイト等）及び回収支援を行う。

3) 事業者意向調査

アジア大会の開催を契機とした地域振興のための阿久比スポーツ村の機能拡充、再整備、運営管理、地域連携等の意向を、中京圏内のプロスポーツ及び企業スポーツチーム、各種スポーツ団体、建築事業者、不動産事業者、飲食事業者等、宿泊事業者等からヒアリングを行う。ヒアリング先は発注者の担当者と協議して選定するものとし、地域企業あるいは地域のNPO、大学、専門学校などの学校法人を含めるものとする。

4) 課題の抽出

フューチャーセンター等の手法を用いて、町民やスポーツ組織、民間企業、行政、大学、NPO、住民が連携し対話を行い、将来的な協働へ備えながら、阿久比町における現状の課題や施設の未来像のニーズを可視化すること。開催回数及び内容は意向調査の内容を元に発注者と協議の上、設定する。また、フューチャーセンター等のセッション開催に際しては、スポーツ村の検討であることから、スポーツ組織やアスリートの力を活用したものとすることが望ましい。

【令和8年度】構想策定

(3) 阿久比スポーツ村整備基本構想の方針・目標の設定

フューチャーセンター等により得られた多様な利害関係者のニーズを踏まえて検討を行う。

1) 整備基本構想方針の検討

阿久比スポーツ村を地域活性拠点とするため、町の総合計画等の上位計画及び前項の調査結果を踏まえ、交流人口拡大を主眼とした阿久比スポーツ村整備基本構想方針を検討、設定する。

2) 基本構想における将来像の検討・設定及び目標の検討・設定

設定した阿久比スポーツ村整備基本構想方針により事業を推進することによる継続的な交流と地域活性の拠点施設となる将来像を検討、設定するとともに、将来像を具現化するための基本目標を検討、設定する。

#### (4) 阿久比スポーツ村事業内容の検討

##### 1) 交流センターの利活用方法・施設整備内容検討

設定した阿久比スポーツ村整備基本構想方針を踏まえ交流センターの利活用・機能拡充する方策を検討する。

検討にあたっては、フューチャーセンター等により可視化した多様な利害関係者の意向や阿久比スポーツ村整備基本構想方針の検討内容を踏まえ、法規制、既存設備の老朽化状況等から検討を行う。

交流センターの施設整備にあわせて、阿久比スポーツ村の地域活性拠点、交流人口増加に資する他施設の利活用方策や整備方針についても提言を行い、各種法令に準拠し実現可能な阿久比スポーツ村全体のパス等を作成すること。なお、各施設の整備等の実施設計は対象外とする。

##### 2) ソフト事業

阿久比スポーツ村利活用促進、交流人口増加を踏まえたソフト事業について、中京圏内のプロスポーツ及び企業スポーツチーム、各種スポーツ団体、建築事業者、不動産事業者、飲食事業者等、宿泊事業者等への意向調査を踏まえ、実施可能な事業を検討する。

##### 3) 関係機関協議

関係機関との協議において協議用資料の作成、協議同席、技術的助言及び協議記録の作成を行う。

#### (5) 事業費・スケジュール検討

前項で設定した事業内容の概算事業費を算出するとともに、本事業の中期計画を作成する。なお、既存施設の改修計画についての資料は発注者が提供する。

#### (6) 事業手法の検討

阿久比スポーツ村基本構想事業の実施にあたり、施設整備、維持管理、運営のあり方について検討を行い、持続可能なものとなるように官民連携を含めて事業手法の検討を行う。

#### (7) 業績評価・事業評価検証方法の検討

本事業の方針、基本目標、事業内容を基に、重要業績評価指標の評価項目を設定するとともに、事業期間中の年次数値目標値を設定する。これらの設定にあたっては、客観的な指標とし定量的な判断ができるものとし、阿久比スポーツ村の利用実態は発注者が提供する資料を基に検討すること。

また、事業評価検証を実施する評価体制についても併せて検討し設定する。

#### (8) 阿久比スポーツ村基本構想計画作成

阿久比スポーツ村基本構想計画(案)及び概要版(案)を作成し、パブリックコメント等の内容を反映した阿久比スポーツ村基本構想計画及び概要版を作成する。

#### 6 パブリックコメントの実施支援

発注者が実施する阿久比スポーツ村基本構想計画(案)に係るパブリックコメントについて、町民意見の整理、及び回答案の作成を行う。

#### 7 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、定例会議をベースとし、緊密なコミュニケーションをとることとする。

る。

また、町職員、町議会議員及び各種関係者に対する会議・報告会等における説明支援業務を行う者を推薦すること。なお、説明支援業務を行う者とは本業務とは別に町と契約することとし、各年度の契約上限額は下記のとおりとする。

令和7年度 1, 272, 000円

令和8年度 1, 696, 000円

## 8 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

### (1) 令和7年度

- ・業務中間報告（業務概要等） 1部

詳しい資料は別添や副本で納入するものとする。

### (2) 令和8年度

- ・業務完了報告書（業務概要等） 1部

詳しい資料は別添や副本で納入するものとする。

- ・町民や事業者に配布して将来的な官民連携につなげる資料 3, 000部

(A4 カラー 両面)

- ・上記資料に係る電子データ 1部

電磁的記録で納入するものとする。

## 9 受注者の義務及び再委託について

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、業務を遂行しなければならない。受注者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできないが、事前に発注者に書面で申し出、承認を得ることで業務の一部を再委託できるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項の取扱いについては、双方協議により決定するものとする。

## 10 図書の貸与

(1) 業務の実施に際し、発注者は阿久比町スポーツ村個別施設計画及び運営関係資料等の関係資料を契約締結後、速やかに受注者に提供するものとする。また、その他業務の遂行に必要な図書資料等については、受注者は発注者の承諾を受けて借りるものとする。

(2) 貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、紛失防止等徹底した管理を実施しなければならない。また、業務完了後、紙媒体及び外部媒体等で提供を受けた資料等は速やかに返還しなければならない。

(3) 業務に文献等やその他の資料を引用する場合は、当該文献資料名を必ず明記するものとする。

## 11 検査

受注者は、成果品の引渡しにあつては期限を遵守し、かつ発注者の検査を受けなければならない

ない。また、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正または修正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

## 12 秘密の厳守

受注者は、本業務で知り得た公表されていない事項について秘密を厳守し、町の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。また、成果品を他人に閲覧させ、複製または譲渡してはならない。ただし、町の承認を得たときは、この限りでない。

## 13 著作権及び所有権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、町に帰属するものとする。
- (2) 本業務における成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、町が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (3) 本業務において、受注者は著作権人権を行使しないものとする。

## 14 担当部署

阿久比町教育委員会社会教育課スポーツ係（担当：森、小田）

住所 〒470-2212 阿久比町大字卯坂字浅間裏3番地2

電話 0569-48-7311

メールアドレス taiiku@town.agui.lg.jp